

令和8年度 下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金について

地震発生によるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難路沿道等における通行人の安全を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却費用の一部を補助する制度です。

※ブロック塀等の倒壊等により第三者に損害を与えた場合、民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）の規定に基づき、賠償責任を負う可能性があります。

受付期間	令和8年5月7日（木）から令和8年11月30日（月）まで。 ※先着順に受付・現地調査等を行います。（補助件数：5件程度。）
対象となるブロック塀等	<ul style="list-style-type: none">・危険なブロック塀等であること。（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく点検表で判定します。）・下松市内にある組積造・補強コンクリートブロック造の塀であって、道路面からの高さが80cm以上のもの。（門扉は除く。）・避難路沿道等にあるもの。
対象者（申請者）	<ul style="list-style-type: none">・下松市税等の滞納がなく、暴力団員等でない人。・危険ブロック塀等の所有者・相続人または管理者。
対象工事	<ul style="list-style-type: none">・解体工事業者または建設業者が、避難路等に直面する危険ブロック塀等の全部を除却する工事。・国や県から他の助成金・貸付金・利子補給金等を受けていないもの。 ※販売目的としての整地・建物解体工事に伴うもの、道路整備に伴う移転補償を受けて行うものは対象外。
補助金額	・対象工事費（税別）の2/3または対象ブロック塀等の長さ（メートル）×2万円のいずれか少ない額、 上限10万円 。
その他	<ul style="list-style-type: none">・その他の条件については、下記問い合わせ先へご確認ください。・手続きの流れは、裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒744-8585 山口県下松市大手町 3-3-3

下松市建設部住宅建築課住宅係（市役所2階①番窓口）

TEL：0833-45-1851 FAX：0833-45-1862



危険ブロック塀等除却促進事業補助金 手続きの流れ

申：申請者が行うもの 市：市が行うもの

交付申請

申：「**交付申請書**」と下記①～⑧の書類を11月30日(月)までに提出。

- ①事業計画書
- ②対象工事の見積書(内訳明細のついたもの)
- ③位置図、危険ブロック塀等の配置・平面図(高さ・長さ・厚み等を明記したもの)及び現況写真
- ④点検表による点検の結果表
- ⑤下松市税の滞納がない証明書
- ⑥同意書(申請者が危険ブロック塀等の管理者の場合に限る)
- ⑦危険ブロック塀等の所有者であることが分かる書類(土地の固定資産税納税通知書や登記事項証明書など)
- ⑧工事施工業者の建設許可書の写し(土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれか)

市：書類等の審査および現地調査を行い、対象となる場合は「交付決定通知書」を送付。



工事着手

申：**交付決定後に、工事請負契約を締結(工事発注)し、工事に着手。**

※決定前の着手は補助対象外。

※申請内容を変更する場合は「変更申請書」、申請を取り下げる場合は「中止・廃止申請書」を提出。



完了報告書の提出

申：工事完了後「**完了報告書**」に関係書類を添えて提出。

※提出期限は工事後30日以内か2月末のいずれか早い日。

市：書類審査を行い、問題がなければ「補助金確定通知書」を送付。



請求書の提出

申：「補助金確定通知書」に記載の請求期限までに「**補助金交付請求書**」を提出。

市：「補助金請求書」提出後15日以内に指定口座へ補助金を支払い。